

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 18 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 3 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 17 年瀬戸市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（行政課）</p> <p>第 6 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 検査係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>及び &lt;省略&gt;</p> <p><u>— 公共工事の品質確保の促進に関すること。</u></p> <p>4 &lt;省略&gt;</p> <p>（契約財産課）</p> <p>第 9 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 財産係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>	<p>（行政課）</p> <p>第 6 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 検査係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>及び &lt;省略&gt;</p> <p>4 &lt;省略&gt;</p> <p>（契約財産課）</p> <p>第 9 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 財産係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>— 瀬戸市水野団地の造成地の処分に</u> <u>— に関すること。</u></p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>

— <省略>

— <省略>

4 <省略>

(交流活力部に属する課等)

第11条 交流活力部に次の課及び室を置く。

から まで <省略>

— 地域活動支援室

(交流学び課)

第14条 交流学び課は、生涯を通した市民の学び及び学び合いの支援を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

<省略>

— <省略>

— <省略>

2 学び係においては、おおむね次の事務を分掌する。

から まで <省略>

市民公益活動の促進に関すること。

大学コンソーシアムせとに関すること。

男女共同参画に関すること。

瀬戸市市民活動センターに関すること。

— <省略>

— <省略>

— <省略>

4 <省略>

(交流活力部に属する課)

第11条 交流活力部に次の課を置く。

から まで <省略>

(交流学び課)

第14条 交流学び課は、市民の自発的な活動及び交流の推進並びに生涯を通した市民の学び及び学び合いの支援を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

<省略>

— 市民活動係

— <省略>

— <省略>

2 学び係においては、おおむね次の事務を分掌する。

から まで <省略>

社会教育施設の設置、変更及び廃止に関すること。

瀬戸市公民館に関すること。

瀬戸市勤労青少年ホームに関すること。

— <省略>

3 市民活動係においては、おおむね次の事務を分掌する。

— 市民公益活動の促進に関すること。

— 地縁団体に関すること。

— 瀬戸市市民活動センターに関すること。

— 大学コンソーシアムせとに関すること。

— 男女共同参画に関すること。

3 <省略>

4 <省略>

(地域活動支援室)

第15条の2 地域活動支援室は、市民の自治活動支援を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

— 地域力向上プランの推進に関すること。

— 瀬戸市自治連合会に関すること。

— 社会教育施設の設置、変更及び廃止に関すること。

— 瀬戸市公民館に関すること。

— 地縁団体に関すること。

— 瀬戸市西部コミュニティセンターに関すること。

— 瀬戸市勤労青少年ホームに関すること。

(生活課)

第17条 生活課は、市民生活に伴う諸問題等の窓口となることを使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

<省略>

— 公共交通係

— <省略>

2 生活係においては、おおむね次の事務を分掌する。

から まで <省略>

— <省略>

— <省略>

— 瀬戸市西部コミュニティセンターに関すること。

4 <省略>

5 <省略>

(生活課)

第17条 生活課は、市民生活に伴う諸問題等の窓口となることを使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

<省略>

— <省略>

2 生活係においては、おおむね次の事務を分掌する。

から まで <省略>

— 交通対策に関すること。

— 公共交通機関に関すること。

— 市営駐車場及び市営駐輪場に関すること。

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

3 公共交通係においては、おおむね次の事務を分掌する。

— 交通対策に関すること。

— 公共交通機関に関すること。

— 市営駐車場及び市営駐輪場に関すること。

— 瀬戸市駐車場建設基金に関すること。

— 瀬戸市地域公共交通会議に関すること。

4 <省略>

(こども家庭課)

第25条 こども家庭課は、子どもが健やかに生まれ育つ社会を実現するための支援を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

から まで <省略>

2から4まで <省略>

(課に属する公所)

第44条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

所属課	公所名	分掌事務
<省略>	<省略>	<省略>
こども家庭課	<省略>	<省略>
	家庭児童相談室	<u>瀬戸市家庭児童相談室に関する事</u>

— 瀬戸市駐車場建設基金に関すること。

— <省略>

— <省略>

3 <省略>

(こども家庭課)

第25条 こども家庭課は、子どもが健やかに生まれ育つ社会を実現するための支援を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

から まで <省略>

— 発達支援係

2から4まで <省略>

5 発達支援係においては、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に規定する発達支援に関する事務を分掌する。

(課に属する公所)

第44条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

所属課	公所名	分掌事務
<省略>	<省略>	<省略>
こども家庭課	<省略>	<省略>
	家庭児童相談室	<u>家庭児童相談室に関する事</u>

		する条例（平成22年瀬戸市条例第号）に規定する事務
	発達支援室	瀬戸市発達支援室に関する条例（平成22年瀬戸市条例第号）に規定する事務

（本庁の職制）

第45条 <省略>

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組 織	職 名	職 務
<省略>	<省略>	<省略>
課室	保健師	上司の命を受け、保健業務をつかさどる。
課室	看護師	上司の命を受け、看護業務をつかさどる。
課室	保育士	上司の命を受け、保育業務をつかさどる。

		務、助産施設及び母子生活支援施設の入所措置に関する事務並びにパーティセと市民交流センター条例に規定する家庭児童相談室の管理及び運営に関する事務
--	--	---

（本庁の職制）

第45条 <省略>

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組 織	職 名	職 務
<省略>	<省略>	<省略>
課	保健師	上司の命を受け、保健業務をつかさどる。
課	看護師	上司の命を受け、看護業務をつかさどる。

		る。
課室	管理栄養士	上司の命を受け、栄養指導業務をつかさどる。

3 <省略>

(公所の職制)

第46条 <省略>

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>	<省略>	<省略>
公所	技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
公所	保健師	上司の命を受け、保健業務をつかさどる。
<省略>	<省略>	<省略>

3 前2項に規定するもののほか、市長は、公所に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
<省略>	<省略>

課	管理栄養士	上司の命を受け、栄養指導業務をつかさどる。

3 <省略>

(公所の職制)

第46条 <省略>

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>	<省略>	<省略>
公所	技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
<省略>	<省略>	<省略>

3 前2項に規定するもののほか、市長は、公所に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
<省略>	<省略>

技能員	上司の命を受け、技能を必要とする業務に従事する。	技能員	上司の命を受け、技能を必要とする業務に従事する。
<省略>	<省略>	<u>寮母</u>	<u>上司の命を受け、施設収容者の介護、施設の清掃その他の業務に従事する。</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。